



令和7年度共同募金 多様化する生活課題に即応する助成事業実施要領

社会福祉法人青森県共同募金会

1 目的

本事業は、コロナ禍を含む社会変化の中で顕在化した生活困窮等、多様化する生活課題の解決に取り組む団体等が実施する「つながりを絶やさない社会づくり」活動に必要な事業経費の支援を行うことにより、地域福祉の推進を図る。

2 助成対象団体

青森県内で活動する非営利活動を行っている福祉関係団体、ボランティア団体
※過去1年間のうちに1回以上の活動実績があることを要件とする。

3 助成対象事業

令和7年度内（令和7年4月1日～令和8年3月31日）において緊急的に取り組む必要のある生活課題の解決等を目的として実施される次の(1)から(3)の支援活動で、経費の必要性が応募書から読み取れる事業を対象とする。

また、令和7年4月1日以降で、申請前3か月以内に行われた活動であれば、助成決定前の活動も対象とする。

なお、原則として、団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外とする。

【対象となる事業】

- (1) 「いのちの問題」に直結する生活課題に重点をおいた支援活動
(例：生活困窮等に関する各種相談事業など)
- (2) 子どもと家族に対する支援活動
(例：子ども食堂、居場所づくり活動のほか、ヤングケアラーや家族を対象とする支援活動)
- (3) 高齢者、障がい者及び生活困窮者に対する支援活動
(例：一人暮らし高齢者等の見守り・生活支援など)

4 助成額

事業に必要と認められる経費について、本会の予算の範囲内で助成する。

- (1) 助成総額：400万円
- (2) 助成率：総事業費×90%以内
- (3) 助成上限額
 - ア 1つの市町村で実施する事業：1団体あたり10万円
 - イ 複数の市町村で実施する事業：1団体あたり30万円

5 対象経費

3に掲げる事業を実施するために必要となる以下の経費を対象とする。

【対象となる経費】

物品、食料等購入費、交通費、ガソリン代、会場費等

※人件費、団体の通常活動に係る経費、公的資金及び他の助成金が充てられる費用は対象外とする。

※助成事業の他団体への委託に要する費用は対象外とする。

※物品の購入に際しては、購入物品の見積書を添付すること。

6 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月13日（金）

7 助成の手続き

(1) 申請の提出方法及び提出書類

助成金の申請を受けようとする団体は、次の書類をEメール又は郵送により本会まで提出するものとする。

ア 共同募金助成事業申請書（様式第1号・Aの5）（※1）

イ 定款又は会則等

ウ 当年度事業計画書・収支予算書

エ 前年度事業報告書・収支決算書（※2）

オ 実施事業の見積書、製品カタログ（物品購入がある場合）

カ 助成金送金口座確認表

キ その他本会が特に必要とする関係書類

（※1）申請書（ア）は、本会ホームページからダウンロードできます。

（http://akaihane-aomori.or.jp/subsidy/subsidy_akaihane.html）

（※2）申請時点で令和6年度事業報告及び決算の承認が取れていない団体は、

令和5年度の事業報告書・決算書を提出。（決算承認後、当該書類を提出すること）

(2) 助成決定

助成決定については、別添スケジュールに基づき、その都度、申請内容の審査を実施して、本会ホームページで公表の上、応募団体あてに通知する。

(3) 助成金の交付

助成金は、共同募金助成金交付請求書の内容が適正であることを確認のうえ、本会から当該団体の指定する口座に送金するものとする。

(4) 完了報告

助成事業が完了したときは、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」第13条に基づき、事業完了報告書（様式第3号）を本会に提出するものとする。
（提出期限：事業実施終了後1か月以内）

8 留意事項

- (1) 募集期間内であっても、助成総額に達した時点で募集を終了する。
- (2) 募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。
- (3) 助成申請は1団体につき1事業とする。
- (4) 単年度事業への助成を原則としているため、助成金に余剰が生じた場合は、助成事業終了後、本会にすみやかに返還するものとする。
- (5) 助成申請者は必要に応じて、配分委員会開催時に申請事業の内容を説明しなければならない。
- (6) その他、本要領に定めのない事項については、「社会福祉法人青森県共同募金会助成要綱」によるものとする。

附則

この要領は令和7年4月1日より施行する。

【実施スケジュール（予定）】

応募開始	令和7年4月1日（火）	
回数	応募締切	助成決定（本会HP公表） 助成金送金（予定）
第1回	4/25（金）	5/15（木）
第2回	5/30（金）	6/16（月）
第3回	6/30（月）	7/15（火）
第4回	7/31（木）	8/18（月）
第5回	8/29（金）	9/17（水）
第6回	9/30（火）	10/15（水）
第7回	10/31（金）	11/17（月）
第8回	11/28（金）	12/15（月）
第9回	12/25（木）	1/15（木）
第10回	1/30（金）	2/16（月）
第11回	2/27（金）	3/16（月）
第12回	3/13（金）	3/27（金）
完了報告 提出締切	令和8年4月末日	